Ⅳ 学校教育の内容と 基本的な考え方

4 人権教育

(1) 人権教育の基本的な考え方

基本的な考え方

21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきたが、 現在においてもなお世界各地で、人種や民族、宗教等の違い、あるいは政治 的対立や経済的利害によって戦争や紛争、迫害、差別等が生じ、人権を侵害 され、生命の危険にさらされている人々がいるという現状がある。また、日 本社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課 題も生じている状況にある。

特に、次代を担う児童生徒に関しては、いじめや体罰、ヤングケアラー、子どもの貧困や虐待等子どもの人権に関わる問題は依然として深刻である。こうした人権問題の現状を踏まえ、全ての人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、一人一人が人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠である。

国連の「人権教育のための世界計画」では、「人権教育には、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組が含まれる」とした上で、「知識及びスキル」「姿勢」「行動」を育成するプロセスであるとしている。

そこで、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そして、その意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められる。

京都府の取組

京都府においては、これまで同和問題(部落差別)等様々な人権問題の解決に向けた施策を積極的に展開してきた。こうした諸施策の成果と課題及び人権をめぐる国際的、国内的状況を踏まえ、平成28年1月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」が策定された。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、学校や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込み等様々な事象が社会問題化していることから、令和3年3月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改訂版)」以下「第2次推進計画改訂版」)が策定された。

さらに、京都府教育委員会では「第2次推進計画改定版」や「第2期京都府教育振興プラン」を踏まえ、人権教育についての基本的な考え方と年度ごとの重点的取組事項を明らかにするため「人権教育を推進するために」を策定している。「第2次推進計画改定版」においては、「人権という普遍的文化を京都府において構築すること」を目標としている。この目標を達成するために、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会の実現を目指して、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しなければならない。

このため、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重 するなど豊かな感性をはぐくむとともに、それが日常生活において自然に態 度や行動として現れるようにすることが大切である。また、同和問題(部落差別) 等様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、自ら気付き、主体的に 考え、解決しようとする意識・態度・実践力を育成することが求められる。 そこで、人権教育は、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達の段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが連携・協働して、これらを推進していく必要がある。

「第2次推進計画改定版」は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 に基づき、京都府の人権教育・啓発の基本的指針を示したものである。

人権教育の動向

国・府関係(太枠は府関係)

国連関係

昭和 _____

- 38 同和教育の基本方針(京都府教育委員会)
- 40 同和対策審議会答申

平成

- 8 地域改善対策協議会意見具申
- q 「人権教育のための国連 I 0年」に関する国内行動計画
- || 人権教育のための国連|0年京都府行動計画
- |2||人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- |4||人権教育・啓発に関する基本計画
- | 人権教育の指導方法等の在り方について [第一次と りまとめ]
- | 7 | 新京都府人権教育・啓発推進計画 | 人権教育を推進するために(京都府教育委員会)毎 | 年度発行
- | 人権教育の指導方法等の在り方について [第二次と りまとめ]
- 20 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]
- 23 京都府教育振興プラン

2010 人権教育のための世界計画 (第2フェーズ)

2014 人権教育のための世界計画 (第3フェーズ)

(第4フェーズ)

京都府教育振興プラン(平成28年度改定版) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向 けた取組の推進に関する法律

部落差別の解消の推進に関する法律

28 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)

令和

2 第2次京都府子どもの貧困対策推進計画

第2期京都府教育振興プラン

- 3 京都府人権教育・啓発推進計画 (第2次:改訂版)
- 5 こども基本法

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性

に関する国民の理解の増進に関する法律

主な法令等のみ掲載(詳しくは「人権教育指導資料—2つのアプローチから—第4版(令和元年度)」(京都府教育委員会)を参照)

- ※京都府教育委員会 学校教育課 人権教育室
- ①動画リンク集 ②人権教育に関する教職員の意識調査に係るリーフレット





| 994 | 人権教育のための国連| 0年 (1995年~2004年)

1948 世界人権宣言

2005

(第1フェーズ)

(おと)エー

2020 人権教育のための世界計画

Ⅳ 学校教育の内容と 基本的な考え方

あらゆる教育活動を 通した人権教育の推 進

人権問題の解決に向 けて実践する態度の 育成

4 人権教育

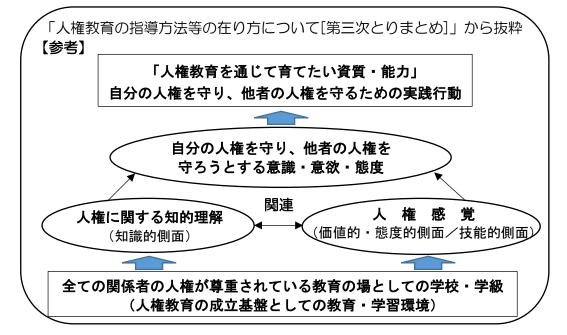
(2) 人権教育を推進するために

人権教育は、いわゆる「人権学習」の時間のみに行われるものではない。 常に人権に配慮した教育活動等に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適 切に位置付け、一人一人を大切にした教育を推進することが重要である。そ の際、学校や地域の実態・課題の状況等を十分に把握して、人権教育推進計 画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実し、 日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実 践を進めていく必要がある。

人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けて実践する態度を育成するためには、人権に関する知的理解に深く関わる「知識的側面」の学習と人権感覚に深く関わる「価値的・態度的側面」、「技能的側面」の学習を結び付けた指導が重要である。そのためには、教科や特別活動等での指導を人権教育の視点で関連付ける必要がある。

また、人権学習の実施に当たっては、生命や人間の尊厳についての認識の 基礎を培うとともに、自尊感情やコミュニケーション能力を育成するための 学習等、普遍的な視点からのアプローチと、同和問題(部落差別)等様々な 人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、その解決に向けて実践 する態度を育成するための学習等、個別的な視点からのアプローチを効果的 に関連付けて指導していく必要がある。

京都府教育委員会では各学校での取組を支援するために、「人権学習資料集」「人権学習実践事例集」「人権学習モデルカリキュラム集」等を作成している。普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達の段階に即した体系的な人権学習の展開事例が掲載されているので、学校や地域、児童生徒の実態に応じて展開を工夫して積極的に活用することが望ましい。



基礎学力の定着と希望進路の実現

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、就・修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できるような力を身に付けさせることが求められる。そのため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的に保育所・幼稚園・こども園・小学校で共有し、確実に基礎学力の定着を図ることや、小学校低学年段階から基本的な学習習慣を身に付けさせるとともに、個に応じた指導や授業評価に基づく授業改善等により基礎・基本の徹底を図ることが大切である。

また、京都府では、経済的理由等によって就・修学、技能習得や就職、進学が実現できないということが生じないよう、乳・幼児から高校卒業に至るまで各種の援護制度を設けている。詳しくは、各校(園)に配付されている「就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧」を参考にし、家庭と連携して有効に活用することが望ましい。

学校、家庭、地域社 会及び関係諸機関等 の連携・協働

人権教育の推進に当たっては、日常的・継続的な家庭との連携を強化する とともに、校種間及び地域社会、関係諸機関等と連携・協働を図り、「第2 次京都府子どもの貧困対策推進計画」(令和2年3月策定)の趣旨も踏まえ、 個々の児童生徒の課題に即したきめ細かな指導に努めなければならない。

教職員の人権意識の 高揚

児童生徒の人権意識の高揚を図る上で、教職員が重要な役割を担うため、 教職員自らが高い人権意識をもつとともに、人権教育に関する知識・技能を 向上させることにより、人権尊重を踏まえた教育活動を進めることが大切で ある。とりわけ、体罰は、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為 であるという認識と自覚を深め、体罰根絶に向けた取組を徹底することが重 要である。また、児童生徒にとって深刻かつ重大な人権問題であるいじめを 許さない学校づくりや、いじめの早期発見・解消に向けた組織的かつ適切な 対応ができるよう、一人一人の教職員が確かな人権意識をもち、人権教育に 関する教職員の意識調査の結果を踏まえ、実践力を高めることも重要である。

《参考資料》
□「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」(京都府 令和3年3月)
□「人権学習モデルカリキュラム集」(京都府教育委員会 令和6年3月)
□「人権教育に関する教職員の意識調査 結果報告書」(京都府教育委員会 令和2年4月)
□「人権教育を推進するために」(京都府教育委員会 毎年度発行)
□「人権教育指導資料-2つのアプローチから-第4版(令和元年度)」(京都府教育委員会 令和2年3月)
□「人権学習資料集(高等学校編 I ~ II)」(京都府教育委員会 平成22年、平成31年)
□「人権学習資料集(中学校編 $I \sim II$)」(京都府教育委員会 平成 21 年、平成 30 年)
□「人権学習資料集(小学校編 I ~IV)」(京都府教育委員会 平成18年~20年、平成29年)
□「人権学習実践事例集(小学校編Ⅰ~Ⅱ 中学校編Ⅰ~Ⅱ 高等学校編Ⅰ~Ⅱ)」
(京都府教育委員会 平成24年~26年、令和3~5年)
□「人権教育指導者ハンドブック(社会教育編)」(京都府教育委員会 平成30年3月)

IV 学校教育の内容と 基本的な考え方

4 人権教育 (3) 個別の人権問題の取組 ア〈同和問題(部落差別)・女性・子ども・高齢者〉

同和問題 (部落差別)

「同和対策審議会答申」(昭和40年)が示した、同和問題(部落差別)は「人間の自由と平等に関する問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識の下に、同和問題(部落差別)に関わる実態的差別、心理的差別の解消を目指した総合的な施策が展開された結果、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、様々な面で大きく改善されるなど、おおむねその目的を達成できる状況となった。しかしながら、結婚に関わる問題や住宅購入にあたっての忌避意識等が依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な書き込み等で顕在化する場合が見られる。「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月施行)に示されている、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」という認識の上に立って、同和問題(部落差別)を人権問題の重要な柱として位置付け、解決に向けた取組を推進することが求められている。

学校教育においては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、あらゆる教育活動を通して取組を推進しなければならない。

また、近年の部落史研究の成果を踏まえるとともに、今日的な課題を取り入れるなどの学習内容の改善や学習方法の工夫により、同和問題(部落差別)についての正しい理解や認識の基礎を培い、同和問題(部落差別)に関する偏見や差別意識の解消を目指すとともに、一人一人を大切にした教育を推進する中で、その解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法

<成果>

- ・ 長欠、不就学の解消
- 高校、大学進学率の向上
- 就職差別撤廃の取組の充実(近畿高等学校統一応募用紙の制定等)

<手法>

- 一人一人の課題とその背景を分析し、学力の充実や進路保障に努める取組
- ・校長のリーダーシップの下の全教職員が一致した体制と課題解決に向けた具体的な取組
- 科学的、実証的に差別に対する認識を深め、具体的な問題を通して人権意識 を高める取組

女性の人権問題

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等の課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にある。

京都府では、こうした認識の下、女性の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成16年に「京都府男女共同参画推進条例」が策定された。その中で、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等性別による人権侵害の禁止等がうたわれている。

学校教育においては、男女が互いに尊重し合うための教育を一層推進する とともに、児童生徒に男女共同参画社会の担い手としての資質・能力を身に 付けさせることが求められている。

子どもの人権問題

近年、いじめ、子どもの貧困、児童虐待、ヤングケアラー、SNS等を介した誹謗中傷やインターネット上の有害情報の氾濫、児童買春・児童ポルノ等の子どもに関わる犯罪等、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがある。日本は平成6年に「子どもの権利条約」を批准し、子どもを権利の主体と認め、その権利を保障するとしているが、今なお十分に認識されていない。このような現状等を踏まえ、国においては、令和4年度に「こども基本法」が制定され、本府においては、令和4年に京都府ヤングケアラー総合支援センターが設置された。

学校教育においては、まず何よりも子どもの人権を侵害する行為である体 罰の根絶に努めなければならない。また、いじめや不登校等、個々の事象に 適切に対応できるよう支援・相談・指導体制の一層の充実に努め、学校・家 庭・地域社会及び関係機関等の連携による総合的な取組を推進し、子ども一 人一人の人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育ち、安心・安全に暮 らせる環境づくりを進める必要がある。さらに、教職員はいじめや子どもの 貧困及び児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見・早期 対応に努めなければならない。

高齢者の人権問題

高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加している。自分の価値観や個性を生かして、文化・スポーツ活動や社会活動に参加したり、働いたりしている高齢者がいる一方で、寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者も増えている。

こうした中で、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待や施設等における身体拘束、アパートやマンションへの入居拒否等、深刻な人権問題が発生している。また、高齢者を年齢等により一律に弱者と判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機会が大変少ないという実情がある。高齢者が社会全体で支えられ、人間としての尊厳が守られて生活できるような社会づくりを進めることが必要である。

学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、超高齢社会 や高齢者についての正しい理解と認識を深めるとともに、児童生徒が自分自 身の問題として捉えることができるよう、学習活動を充実することが大切で ある。 Ⅳ 学校教育の内容と 基本的な考え方

4 人権教育 (3) 個別の人権問題の取組 〈障害のある人・外国人・患者等・犯罪被害者等〉

障害のある人の人権問 顕

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共に安心していきいきと暮らせる社会の実現が求められている。

しかし、障害のある人に対する人々の理解や配慮は十分とは言えず、車椅子での乗車拒否、アパートやマンションへの入居拒否、さらには、就職、結婚に際しての誤解や偏見、差別があるなど、障害のある人を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

一方で、障害の有無や年齢、性別、国籍等の違いに関わらず、全ての人が利用しやすいように、環境や建物、製品、サービス等をデザインしようという「ユニバーサルデザイン」の考え方や社会的援護を要する人々を包み込む社会の確立を目指す「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も、次第に社会の中に広がってきており、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行された。

京都府においては、「京都府障害者基本計画」や「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」を策定し、障害のある人がライフステージの全ての段階において、社会・経済・文化の各分野で平等に参加、活動することのできる社会の実現を目指している。

学校教育においても合理的配慮や発達障害等を含めた障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人が社会の一員として充実した生活が営めるよう学習機会の充実に努めることが必要である。

外国人の人権問題

国際化が急速に進み、日本を訪れたり居住したりする外国人が増えてくるにつれて、外国人の人権は身近で重要な問題になってきている。新たに日本で生活することになった人々については、言葉や生活習慣の違い等から、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流等日常生活上の問題や、相互理解が不十分なことによる偏見や差別の問題等が指摘されている。

また、従来から日本に居住してきた在日韓国・朝鮮の人々に対しては、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われるなど、依然として人権侵害が発生している状況から、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されたことを踏まえ、民族や国籍等による不当な差別的言動のない社会の実現に寄与することが重要である。

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤とした国際理解教育に努め、 諸外国や他の民族についての正しい理解と認識を深めるとともに、その違い と主体性を認め、互いに理解し尊重する能力と態度を養うことが大切である。

ハンセン病・エイズ (AIDS、後天性免疫不 全症候群)・HIV感 染症・難病患者等の人 権問題 ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気であるが、未だに、病気に対する誤解や偏見が根強く残っており、ハンセン病患者や回復者にとどまらず、その家族に対しても根強い社会的な偏見や差別が存在している。

学校教育においては、ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、偏見や差別の実態について学習することを通して、偏見や差別を解消しようとする態度を身に付けさせることが求められている。

また、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されている。こうした偏見や差別が感染者の就労等の社会生活に影響するといった問題もある。

学校教育においては、エイズに対する正しい知識を身に付けさせ、生命の 尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努める必要がある。

犯罪被害者等の人権問 顕

犯罪被害者とその家族又は遺族は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられている。京都府では平成16年に「京都府犯罪のない安心、安全なまちづくり条例」が制定され、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めた「京都府犯罪被害者等支援条例」が令和5年3月に制定された。

学校教育においては、このような犯罪被害者とその家族又は遺族の直接的、 さらには二次的な被害について正しい理解と認識を深め、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について、理解の促進を図る学習活動を充実することが大切である。

さまざまな人権問題

さまざまな人権問題として、ホームレス、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、識字問題、北朝鮮当局による拉致問題等があり、これらの解消に向けた取組が必要となっている。

【性的指向・ジェンダ ーアイデンティテ ィ】

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年に制定された。性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性についての理解を深め、誰もが安心して暮らしていけるための教育・啓発を推進することが大切である。学校では、平成28年4月1日付けで文部科学省から出された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を踏まえ、適切な指導に努める必要がある。

※世界保健機関 (WHO) は、2019年5月に「性同一性障害」を「精神障害」から除外し、「性の健康に関連する状態」として「性別不合」に変更した。

【識字問題】

同和問題(部落差別)をはじめ、在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経緯によって教育を受ける機会が保障されなかった人々や、近年では新たに来日した外国籍府民の識字問題も指摘されており、識字問題に関する教育・啓発の推進に努めることが求められている。

【北朝鮮当局による 拉致問題等】

北朝鮮当局による拉致問題等を深刻な人権問題の一つとして捉え、歴史的 経緯や社会的背景等を知り、拉致問題を正しく理解することが求められてい る。

社会情勢の変化等によ り顕在化している人権 に関わる課題

社会情勢の変化等により、新型コロナウイルス感染症による人権問題、インターネット社会における人権の尊重、個人情報の保護、安心して働ける職場環境の推進、自殺対策の推進、災害時の配慮等、人権に関わる課題が顕在化している。

【新型コロナウイル ス感染症における 人権問題】

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定を踏まえ、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないように、新型コロナウイルス感染症についての正しい理解と認識を深め、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うことが求められる。

また、身体的理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる人とその家族に対してだけでなく、ワクチンの接種の有無による偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷等の未然防止に向けた取組を進める必要がある。

なお、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から、感染法上の分類が「5類感染症」に引き下げられた。

ここまで述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、人権 教育を推進しなければならない。